

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県岡崎市伊賀町字七丁目 117 番地

氏 名 有限会社 河口商店

代表取締役 河口 誠

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

岡崎市長 内 田 康 宏



許 可 の 年 月 日 令和 7 年 5 月 11 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 14 年 5 月 10 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

(1) 積替え、保管を除く。

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、
銻さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、動物のふん尿、ダスト類（水銀含有ばいじん等
を除く。）

以上 5 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 積替え、保管を含む。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有
ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業
廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自
動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去
に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃
棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 12 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替
え又は保管を行う産業廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る。）

(1) ア 所在地

愛知県岡崎市伊賀町字七丁目 115 番、116 番 1、117 番

イ 面積

704.27m²（保管面積 73.28m²）

ウ 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 保管上限

105.89m³

オ 高さ

該当なし

(2) ア 所在地

愛知県岡崎市井田西町8番12、8番13、8番14、8番43

イ 面積

742.28m² （保管面積 64.96m²）

ウ 産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ 保管上限

152.26m³

オ 高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年	5月11日	更新許可（平成15年 5月 9日通知）
平成17年	12月 7日	変更許可（積替え又は保管場所の増設）
平成20年	5月11日	更新許可（平成20年 6月 6日通知）
平成25年	5月22日	更新許可
平成27年	3月11日	変更許可（8品目増加、2品目範囲増加）
平成30年	5月11日	更新許可（優良認定）
令和 7年	5月11日	更新許可（優良認定）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無